



広島陵北ロータリークラブ
THE ROTARY CLUB HIROSHIMA-RYOHOBU

The Weekly Report



ロータリーは
機会の扉を開く

クラブテーマ

こころゆたかなロータリアン

本年度会長方針

温故知新 ～考えようロータリー～

国際ロータリー 2020-2021年度 テーマ
会長 ホルガー・クナーク

第1393回例会 2020年10月7日 No.1368号

会長時間



会長 石川貴与和

皆さんこんにちは。

先日、うれしいニュースが入ってまいりました。

苦節30年、野球同好会が保田杯で優勝したというニュース。おめでとうございます。25年ぶりに優勝したカーブのように今後常勝軍団になれば・・・と考えている今日この頃です。

今月は、経済と地域社会の発展月間・米山月間です。

本日は、武田会員、瓜生会員の卓話で新型コロナの中、落ち込んだ経済、地域

社会の在り方などの話しをしていただけるのを楽しみにしております。

ロータリーの友10月号横書き7ページから11ページまでの「コロナ禍での自然災害：各地からの思いをつなぐ」を読んでいて安佐北区や坂地区などの災害の中じぶんたちがやってきたこと、また、今後、自分たちの周りでいつ何時起こるかわからない災害に対しても考える必要を改めて感じています。

11月29日には私の住んでいる古田地区が防災訓練の担当地区になりましたので今、検温、手指消毒、ソーシャルディスタンス、病気の人の、収容施設の振り分けなど様々な状況を考えていかなければならないと感じています。

台風14号が発生しています。今後の進路を考えてできる準備はしておきましょう。

会長時間でした。

10月21日のプログラム

米山月間に因んで 米山奨学委員会 横須佳織会員

11月4日のプログラム

久保弘睦会員

出席報告

(例会運営委員会)

10月7日出席者

会員総数	56名
出席会員	42名
欠席会員	14名
ご来賓	0名
ご来客	0名
ゲスト	0名

幹事報告 (貞徳 伸治)

・例会変更 休会

・広島西RC 10月8日(木)

・広島安佐RC 10月22日(木)

・広島廿日市RC 10月26日(月)

・広島北RC 広島安佐RC 10月8日(木)

・広島北RC 広島安佐RC 10月29日(木)

・広島城南RC 10月30日(金)

・お知らせ

・11月11日と11月18日の休会のご案内を配布しております。

・次週 10月14日は休会となりますので、お間違えのないようご注意ください。

・BOX配布

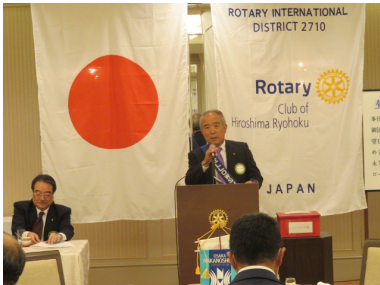
・ロータリーの友(10月)とガバナー月信を配布しております。

・米山豆辞典を配布しております。ご一読下さい。

経済と地域社会の発展月間に因んで

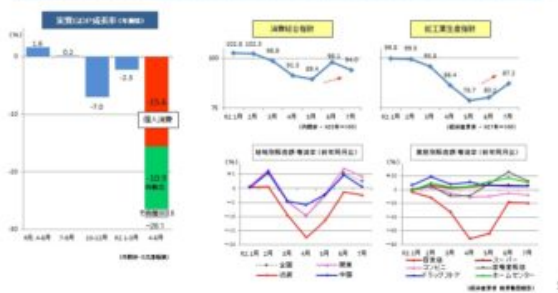
コロナ禍の経済情勢

武田龍雄会員



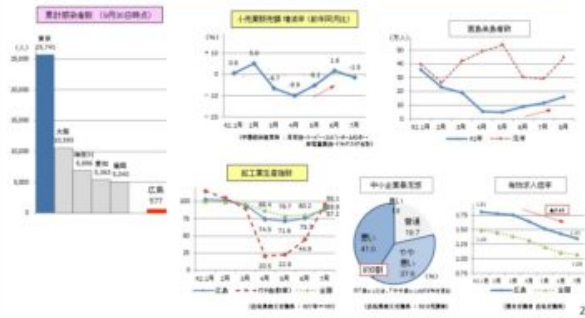
1. 全国の経済情勢

- 幅広い業種で売上が減少し、4～6月期のGDPは年換算で28.1%の減少となった。
- 緊急事態宣言の解除後、社会経済活動のレベルが段階的に引き上げられ、個人消費など一部に持ち直しの動きがみられる。
- 景気への影響が大きい個人消費の落ち込みは、地域・販売の業態により差がある。



2. 広島の経済情勢①

- 全国的に見ると、感染者数は少ない。
- 全国同様、個人消費に持ち直しの動きがみられ、自動車関連をはじめとする製造業の生産活動も回復傾向にあるが、本格的な回復には時間がかかる。



3. 広島の経済情勢②

- コロナ禍による社会の変化を捉え、ITを活用した非対面サービスや感染防止に関する商品、家で過ごす「巣ごもり需要」を取り込む商品やサービス等、市場が拡大している分野もある。

- 最近話題になった事例**
- オリジナル商品の「オンラインショップ」開設**
料理教室を開いていた方が、コロナの影響で教室が休止となったことを契機に、地元農家から地元の野菜を仕入れ野菜スープとして商品を開発し、新たに開設した販売サイトで販売。
- 宿泊施設のリテレワーク活用**
温泉旅館が「テレワーク向け宿泊プラン」を発売。新しい働き方「ワーケーション」に対応。
- 感染防止対策製品の開発**
扉を足で開閉する「足ハンドル」、足許のペダルを踏み「手指の消毒液を噴射する機器」を開発。
- コロナ禍の売れ新商品**
首に掛けて使う「携帯型加湿器」が好調。マスクで蒸れやすくなる口の周りに集中して霧を送る。化粧が汗で濡れマスクに付着することを防ぐ「化粧水スプレー」が女性に人気。
- 「巣ごもり需要」の取り込み**
屋内やベランダ、庭で使える「小型テント」や「調理器具」が人気。自宅で楽しめる「ワケレ」や「アコースティックギター」が好調。

4. 今後の見通し

- 経済情勢は、社会経済活動の再開に伴い徐々に改善に向かうことが期待されるが、ペースは緩やかであることが予想される。

- 政府の対応**
先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されるが、感染症が内外経済に与える影響に十分注意する必要がある。
- 進展の可能性**
 - 「新しい生活様式」に沿った製品やサービスの開発
 - リモートワークの活用等による「働き方」の多様化
 - 東京一極集中の見直し、地方への分散
- 京都の事例**
インバウンド観光客の激減により大きな打撃を受けたが、行き場を失った京野菜を活かした「テイクアウト用弁当」を飲食店・宿泊業者が共同で作り、地域のタクシー業者が配達する連携の取組みがなされた。観光客から地元顧客重視への転換を図り、新たな顧客を生み出す。
→「内野産直型経済」再構築の観点も

空き家対策としての税制



瓜生智則会員

1. 空き家の譲渡所得の3,000万円控除

相続又は遺贈により亡くなった方(被相続人)の居住用家屋またはその敷地等で、相続発生後は空き家となっていたものを平成28年4月1日から令和5年12月31日までの間に売却して、一定の要件に当てはまるときは、譲渡所得の金額から最高3,000万円まで控除することができます。

・ 特例を受けるための要件

特例の対象となる、亡くなった方(被相続人)の居住用家屋とは、相続の開始の直前において亡くなった方(被相続人)の居住の用に供されていた家屋のことをいいます。次に挙げる次の3つの要件全てに当てはまる必要があります。

1. 昭和56年5月31日以前に建築されたこと。
2. 区分所有建物登記がされている建物でないこと。
3. 相続の開始の直前において被相続人以外に居住をしていた人がいなかったこと。

ただし、要介護認定等を受けて老人ホーム等に入所していた等の理由で相続の開始の直前において亡くなった方(被相続人)が居住していなかった場合でも、一定の要件を満たすときは、この特例の適用を受けることができます。

(H31年度改正)

その他にも、相続の開始があった日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに売却をすること、売却代金が1億円以下であることなど、細かな要件が定められています。くわしく知りたい方は国税庁HPをご参照ください。また売却に併せて市区町村で相続によって空き家になった家屋である証明書(被相続人居住用家屋等確認申請書)を取得して確定申告書に添付する必要があります。

2. 勧告がなされた特定空家等の敷地の固定資産税・都市計画税について

空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「空家法」といいます。)の規定により所有者等 に対して勧告がなされた特定空家等の敷地については、「住宅用地に対する課税標準の特例」の対象から除かれることから、これまで当該土地が当該特例の適用を受けている場合は、当該土地に係る固定資産税・都市計画税が増額になります。

→「住宅用地の課税標準の特例」とは？

住宅やアパートなどの敷地として使用されている土地(住宅用地)については、その面積によって、小規模住宅用地と一般住宅用地に区分され、次の表の特例率の適用があり、固定資産税・都市計画税が軽減されています。

区分	固定資産税	都市計画税
更地 建物が無い状態	課税標準×1.4%	課税標準×0.3%
小規模住宅用住宅1戸につき200平米まで	課税標準	課税標準
地	×1/6×1.4%	×1/3×0.3%
一般住宅用地住宅1戸につき200平米を超えた部分	課税標準	課税標準
	×1/3×1.4%	×2/3×0.3%

→次の(1)と(2)の両方にあてはまる土地は、住宅用地の課税標準の特例の対象から除かれます。(1) 空家法第2条第2項に規定される特定空家等※1の敷地であること。

(2) 空家法第14条第2項による勧告※2が所有者等になされていること。

※1 特定空家等とは？

建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地である空家等(空家法第2条第1項)のうち、次のいずれかに該当するものをいいます。

- ① そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ② そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ③ 適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態
- ④ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

※2勧告とは？

市は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置等をとるよう助言又は指導をすることができます。（空家法第14条第1項）助言又は指導をしたにも関わらず、なお特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置等をとることを勧告することができます。（空家法第14条第2項）勧告を受けると住宅用地の特例の対象から除かれます。

参考：総務省統計局データ（H30年）

	総住宅数（H25年時）	空き家	空家率（H25比）
全国	6,242万戸（6,062万戸）	846万戸	13.6%（+0.1%）
広島県	143万戸（139万戸）	21.5万戸	15.1%（▲0.8%）
広島市	61万戸（59万戸）	7.3万戸	11.9%（▲2.2%）

※住宅にはマンションやアパートなどの共同住宅も含まれます。

広島市の空き家等対策計画の対象となる戸建て空家は平成27時点で4200戸、うち約620戸が保安上、衛生上等周辺に影響を及ぼす恐れあり

（参考）

空き家率の低い都道府県

1位	沖縄県	9.7%
2位	埼玉県	10.0%
3位	神奈川県	10.3%
4位	東京都	10.4%
5位	愛知県	11.0%

空き家率の高い都道府県

1位	和歌山県	18.8%
2位	徳島県	18.6%
3位	鹿児島県	18.4%
4位	高知県	18.3%
5位	愛媛県	17.5%

総務省予測値では2033年には空き家率30.4%

広島市統計情報

	H25年	H30年
人口	1,185,815	1,195,837
世帯数	508,070	539,900

2030年（10年後）の予測人口

全国	620万人減少（減少率4.9%）
広島県	125,000人減少（減少率4.4%）
広島市	33,000人減少（減少率2.7%）

参考

総務省住宅・土地統計調査

日本の地域別将来推計人口

広島市統計書



ニコニコBOX SMILE BOX

村上知史会員

9/22に開催されました保田杯親睦野球大会で優勝しました。瀬川工業の社員さんに助っ人になって頂きましたが、陵北メンバーの活躍も光りました。これを勢いにしてガバナー杯も優勝しましょう。当日試合に出たメンバーは全員出宝お願いします。

武田龍雄会員

恒例の「日本画展」を1年ぶりに八丁堀支店の10階で開催しています。マスク着用の上、ご観覧下さい。なお、入場無料です。

鈴木大次郎会員 大場常幸会員 龍山永明会員 森川和彦会員

30周年では、久しぶりに演奏させていただいてありがとうございます。頑張って練習しますので、また、よろしくお願い致します。ノーザンヒルズ。

山田和弘会員

本日、所用の為、早引きします。せっかくの講演聞けなくて、残念です。

竹内真一会員

本日、ここに来る前に私の車の前の車にマフラーのない見たことのないカッコイイ車が走っていました。目をこらすとテスラモデルSとありました。電気自動車の時代がついに来たんだなと感じました。

高橋竜也会員

お香典返しとしてまして、ニコニコに10万円出宝させていただきます。

当日計

176, 000円

累計

377,000円